



### 防災拠点施設用地として国有財産を活用(串本町)

近畿財務局和歌山財務事務所は、地域の防災拠点施設用地として活用していただくため、串本町に対し、同町植松地区に所在する国有地を売払いました。

近畿財務局和歌山財務事務所では、防災基本計画（中央防災会議決定）を踏まえた災害応急対策等への備えとして避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、国有財産の有効活用を図っています。

串本町は紀伊半島の南、本州最南端に位置しており、海岸線に人口や産業が集中しているため、防災対策は非常に重要となっています。当所では、昭和25年6月から串本町に国有地（約1,200㎡）を町営住宅敷地として貸付けしていましたが、当該国有地に防災拠点施設を整備したいとの要望を受け、平成28年2月18日、串本町と売買契約を締結しました。

町営住宅は取り壊され、今後は防災拠点施設が整備される予定です。



【お問合せ先】財務省近畿財務局  
和歌山財務事務所管財課

TEL 073-422-6144

